

遵 守 事 項

- 1 私は、情報提供された資料に係る情報を、本人の介護サービス計画の作成及び介護報酬の請求以外の目的に使用しません。
- 2 私は、情報提供された資料をサービス担当者会議等において用いる場合は、あらかじめ本人の同意を文書により得ます。
- 3 私は、居宅介護支援事業者等の職員又は職員であった者が、第1号の行為を遵守するよう必要な措置を講じます。
- 4 私は、交付された写しを厳重に管理し、紛失し、又は破損しないよう適正な保管に努めます。また、交付された写しを紛失又は破損した場合は、直ちに平塚市に連絡し、その指示に従います。
- 5 私は、本人との介護サービス計画の提供に係る契約関係が終了したとき、その他交付された写しを所持する必要がなくなったときは、原則として、速やかに、当該写しを市に返却します。
- 6 私は、市から交付された写しの提示又は提出若しくは返還を求められたときは、いつでもこれに応じます。